

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松山市

2 構造改革特別区域の名称

松山市 IT 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

松山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、四国山地や波静かな瀬戸内海などの豊かな自然と温暖な気候に恵まれた地域であるとともに、正岡子規をはじめ数多くの文人が育った豊かな歴史と文化の香る城下町としての顔と人口約51万人を有する四国最大の都市として発展してきた。

また、本市には、旧藩以来の伝統として学問重視の風土があり、明治初期の小学校の開設や英語を取り入れた近代教育、また、優れた人材を教師として登用してきた歴史があり、今日においてもその伝統を受け継ぎ、市内には4年生大学及び短期大学が7校のほか、専修学校や各種学校などさまざまな教育機関が集積している。

さらに、社会や企業は急激に変化し、厳しさが増す社会経済環境に迅速に対応するため、職業人意識の高く、また、即戦力となる人材を求める傾向がある中で、本市では、平成16年3月に認定を受け、高度かつ専門的な能力を持つ人材の育成を目的とした株式会社による新しい大学が平成17年4月に誕生し、若者の「学ぶ」機会の選択肢が増えるなど、より充実した教育環境が形成されている。

一方、私たちの暮らしのあらゆる場面に情報技術(IT)が入り込む中で、その恩恵を市民生活の向上や活力ある地域社会づくりに生かすため、第5次松山市総合計画において「地域情報化の推進」及び「電子市役所の構築」を目指している。これまでも平成12年3月策定の「情報化プラン構想」に基づき、個別具体的な情報化施策として「松山市情報化アクションプラン」(平成14年度～平成16年度)、「松山市情報化アクションプランⅡ」(平成17年度～平成19年度)を策定し、日本一の情報流通都市、唯一のコンテンツをもった個性と魅力ある市を目指して、様々な分野において情報化を進めてきた。しかしながら、高度なレベルで進展しているITを利活用し、さらなる市民の利便性の向上に向け、ITの恩恵が実感できる社会をめざしていく必要があることから、情報化推進の指針として、平成20年3月に基本目標を『ITで築く魅力あるまち松山をめざして』とした「松山市情報化推進指針」を策定し、さらに具体的な取り組みとして、実施計画である「松山市情報化推進アクションプランⅢ」を策定した。

また、本市の産業の動向において、産業別就業者数は、その7割以上が第三次産業で占められており、第一次産業・第二次産業の減少を上回る増加を続けている。また、産業別総生産において、第三次産業が大きなシェアを占めており、近年の推移も、第一次産業と第二次産業が低迷する一方で、情報関連産業をはじめ、第三次産業は一貫して伸びている。

このように国内外や本市においても産業構造の高度化が進む中で、単に情報化という時代の流れに

対応する視点だけではなく、港湾や道路等の社会インフラ整備に巨額の資本や輸送コストを要する製造業にかかる地理的なハンディキャップを克服し、他都市と対抗できる産業として、IT 産業を中心とした新産業にターゲットを絞り、平成14年に本市の新産業振興ビジョン「e-まちづくり戦略」を策定し、市内に3,000kmを超えるブロードバンド網の整備や企業立地の促進に積極的に関わり、新産業の創出や既存産業の活性化を促進することで雇用の創出・拡大を目指している。

その成果としては、地方を取り巻く環境は厳しい状況もあるものの、平成15年度より労働集約型情報通信関連企業であるコールセンターやデータセンターの誘致により、約 3,000 人程度の新規雇用が見込まれ、地域経済の明るい材料となっている。

以上のとおり、本市のこれまで多彩な人材を輩出してきた教育風土を受け継ぐとともに、これまで整備してきた IT のハード、ソフトの環境を最大限に生かし、更なる雇用の創出・拡大による地域経済の活性化を図るとともに、高度情報化社会を支える地域の IT 人材の育成が強く求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

家庭、企業や学校など私たちの暮らしにおいて、携帯電話やパソコンなどの情報通信機器の所有及びインターネットに接続ができる環境、ホームページの開設における状況を見ると、これまで情報化は着実に進んできたと言える。

今日の情報通信機器の機能の向上や、ブロードバンド化やモバイル化の進展、また IP 電話や地上デジタル放送の普及などは今後、一層進み、私たちの暮らしのさまざまな場面で情報化社会との関わりは幅広く、より深いものになっていくと思われる。

そこで、国は「u-Japan」と銘打ち、さまざまな社会の課題が解決される2010年の日本の姿を描き、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自由なやり取りを行うことができるユビキタスネットワーク社会の構築を目指している。本市でも平成17年2月に地域の商店街などで携帯電話や、8月に地域の公共交通機関において、IC カードを活用した料金支払いが可能となり、電子マネーが普及し始め、その流れは私たちの暮らしに及んでいる。

また、「平成20年情報通信に関する現状報告(情報通信白書)」によると、平成18年における我が国の情報化投資は19.2兆円で、民間投資の22.2%を占めており、情報通信産業の労働生産性(付加価値額÷雇用者数)は、鉄鋼に次ぐ二番目の高さであり、同年の経済成長率2.7%に対する、情報通信産業の成長による寄与度は1.0%で、寄与率は37.0%を占めていることから、情報通信産業は常に我が国の経済成長をけん引する役割を果たしていると言える。

今後、更なる生活の利便性の向上や経済発展を実現するためには、情報通信インフラの整備が順次進んでいる一方で、コンテンツの制作・流通・保存の重要性や必要性を示しており、国において、その利用技術の開発、実証などさまざまな取り組みが進められている。

このような国の政策や私たちの暮らしの現状を踏まえ、豊かな IT 社会を築くためには、高度な IT 技術者、研究者の育成・確保を図り、また、あらゆる人々が IT の利活用に関する知識の底上げや技術の向上を図ることが必要である。

そのため、本市では、情報処理に関する国家試験において、基本的な資格として位置付けられている「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用することによって、地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出や、また、この資格をステップにし、より上級の国家資格の取得や高度な IT 技術者を目指す環境づくりを行い、さらには地域産業の活性化につなげていくものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による若年 IT 人材の輩出

愛媛県における平成 20 年度本試験の合格率は 22.8%で、全国平均(22.1%))に比べ若干高いが、就職先としての IT 企業の受け皿が大都市ほど多くないということから、県外の情報関係学校に進学する、または市内の学校を卒業しても、県外の企業へ就職するといった傾向が見られる。

この午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後における実務的な内容の試験勉強に集中することができ、当日の受験が可能になることから、相対的に合格率の向上及び合格者数の拡大が見込まれる。このような本試験に有利な環境が整うことで、市内だけでなく市外及び近県から本市の当該特定事業を実施する情報関係学校等を志望する学生が増えることが予想される。

また、最近の若年層に見られる、就職してもすぐに止めてしまう、目的意識の低いままフリーターを続けるといった若年層の就職や技術力の高い人材が育たないという問題が生じているが、社会や企業が求める各種の資格に、コミュニケーション能力や職業人意識を養成するため、厚生労働省の「YES－プログラム認定講座」による資格を取得することができる環境が本市にはあり、さらにこのような若年層の就業支援事業と連携することで、数多くの優秀な IT 人材を輩出するだけでなく、より高い就職率の実現を目指すものである。

(2) IT 関連産業の誘致、集積及び産業の情報化による地域産業の振興

「松山市情報化推進指針」と「e-まちづくり戦略NEXT」との連携により、さまざまな事業の展開を図っていく中で、IT 関連企業の誘致、集積の促進及び IT 人材の育成は密接に関わっており、前者については、数多くの優秀な人材の確保、後者については、市外へ流出を防ぐため、就職先としての受け皿づくりが必要条件であり、双方を表裏一体のものとして取り組んでいく。

このように、本市の情報関連産業や既存産業の IT 需要に応じた人材の確保と若年者の就業支援を実現することで、IT 関連産業の集積や産業の高度情報化、雇用のミスマッチの解消が一層促進される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 本市の若年 IT 人材の輩出による地域情報化の推進

市内だけでなく、市外及び近県から、当該特定事業を実施する情報関係学校等を志望することが見込まれるとともに、本市が進める IT 関連企業の誘致の実現とあいまって、将来の高度な IT 技術者の流入の促進や流出の予防が図られ、数多くの優秀な IT 人材が輩出される。その結果、彼らが地域情報化の推進のリーダーとなり、企業や個人などさまざまな場面で活躍することによって、地域の産業や活性化が図られる。

(2) 産業の情報化、IT 関連産業の集積促進

IT の技術を必要とする企業等において、人材の確保が容易となり、企業内の情報化は進み、事務や作業の効率化による生産性の向上だけでなく、新たな事業展開への調査・検討に対し、資本や時間を投入することができ、新しい付加価値を創出しやすい環境が整備され、企業の競争力が高められるとともに、将来における企業の更なる発展の一助となる。

また、IT 関連産業においても、本市が進める IT 関連企業の誘致の支援策や既存産業からの IT 需要の喚起により、集積が促進され、地域経済の活性化が図られる。

(3) 「IT 都市まつやま」としての情報発信

平成16年度には総務省が推進する「IT ビジネスモデル地区」の指定を受け、「e-まちづくり戦略N

EXT」によるさまざまな事業展開を進めているが、今後の展開として、これまで進めてきたハード環境整備を最大限に有効活用し、より大きな経済効果を創出するため、先駆的なアプリケーションの開発や人材の育成などのソフト環境整備に対してもより力を入れ、観光、福祉文化、防災、在宅就労におけるITビジネスモデルを構築し、「IT都市まつやま」として、イメージアップを図り、全国へ情報発信を行い、更なる地域経済の活性化につなげていく。

8 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

■松山市キャリア人材育成特区(平成16年3月認定)

地域社会や地域経済の活性化を図るため、平成17年4月に株式会社による大学が開校し、弁護士や税理士など実社会で即戦力となる高度な専門能力を持った人材の育成に取り組んでいる。

■IT活用施策

【電子自治体の構築、行政事務の情報化】

(1)ホームページ機能の拡充

- ・課別ホームページの作成、ユニバーサルデザイン化、動画の導入、子供向けホームページの作成

(2)都市計画図の一般公開

- ・電子地図化している都市計画図のホームページへの一般公開

(3)行政情報検索システムの構築

- ・電子的に決裁・文書管理する行政文書管理システムと連動し、インターネットで行政情報の有無及び件名が確認できる仕組みの検討

(4)電子申請システムの運用

- ・インターネットから、各種申請や届出ができる電子申請受付システムを県内各市町ともに共同導入

【情報インフラの整備】

(5)市内に3,000kmを超える光ファイバ網の整備

- ・超高速大容量通信網整備費補助事業

電気通信事業者が民間サービス等に利用される超高速大容量通信網の整備費に対する補助

(6)島嶼部を結ぶ地域イントラネットの運用

- ・情報通信基盤の整備が遅れている島嶼部におけるブロードバンド利用環境の向上を図るため、島嶼部を無線と光ファイバで結んだネットワークを利用し、小中学校、公共機関の整備やTV会議システム等を活用した教育や福祉等の行政アプリケーションを充実させる。

【IT活用による産業の育成】

(7)民間主導インキュベート施設「BizPort」が誕生

- ・都市型産業等集積施設整備事業

ブロードバンド網を有効活用し、都市型産業を集積できる施設を整備する事業者に対する補助

(8)都市型産業の集積

- ・都市型産業等集積施設家賃補助事業

認定施設に入居するベンチャー企業等に対する家賃補助

(9)松山市 e-ビジネスモデル創出支援事業

- ・ITを活用した e-ビジネスモデルを構築する企業等に対する補助

(10)情報通信関連企業立地促進事業

- ・情報通信関連事業を行うコールセンター、データセンター及び事務センターの立地する事業者に対する補助

【IT人材育成】

(11)人材育成セミナー支援事業

- ・IT 関連企業を中心に雇用の拡大につながる人づくりを推進するため・大学・専門学校等が行うセミナーに対する支援

(12)産官学の連携による映像コンテンツ政策研修、セキュリティポリシー研修の実施

(13)21世紀の松山を担う中・高校生を対象に近未来型のネットワーク社会を紹介

するとともに、チャレンジすることの大切さを伝える「ユビキタス時代の e-まちづくりセミナー」の実施

別紙 1

1 特定事業の名称

1132(1144、1446) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町 1-33)

学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-31)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋 AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

①基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)

別添資料1のとおり

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

②基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)

別添資料2のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(80%以上)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

(講座の出席率の基準)

【学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校】

①基本情報技術者講座(Aコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)

80%以上

【学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校】

- ②基本情報技術者講座(Bコース/サーティファイ・情報処理技術者能力試験2級併用コース)
80%以上

松山コンピュータ専門学校並びに愛媛電子ビジネス専門学校において、平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格した者に対し、かつ、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧A、旧Cコース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(A,Bコース)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座で履修することにより、修了認定に係る試験の有資格者と定める。

よって、これらの有資格者に対し、修了認定に係る試験を実施し、修了認定に係る試験の提供者の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。また、(3)の規定により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

(3)修了認定に係る試験の実施方法

基本情報技術者講座(A、Bコース・サーティファイ併用コース)については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日、受講講座に対応する民間資格の資格証明書の写し及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4)民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験) 試験項目

テクノロジ系

1 基礎理論

1 基礎理論

基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など

確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など

符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など

伝送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など)

2 アルゴリズムとプログラミング

データ構造(スタックとキュー、2分木、リストなど)

流れ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、併合など)

プログラム構造、データ型など

プログラム言語(種類と特徴など)

2 コンピュータシステム

3 コンピュータ構成要素

コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど

主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど

補助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計算など)

入出力インターフェイス(種類と特徴など)

入出力装置(種類と特徴、性能計算など)

4 システム構成要素

システムの利用形態、システム構成など

クライアントサーバシステム、RAID など

システムの性能、信頼性、経済性など

5 ソフトウェア

オペレーティングシステム(タスク管理、記憶管理など)

ミドルウェア(API、ライブラリ、シェルなど)

ファイルシステム(ディレクトリ、ファイル編成など)

言語処理ツール(コンパイラ、リンカ、ローダなど)

CASE、エミュレータ、シュミレータなど

6 ハードウェア

基本論理回路、組合せ回路など

3 技術要素

7 ヒューマンインターフェース

		GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
	8	マルチメディア
		オーサリングツール、JPEG、MPEG など
	9	データベース
		データベースのモデル、DBMS など
		データ分析、データベースの設計、データの正規化など
		データ操作、SQL など
		排他制御、障害回復、トランザクション管理など
		データウェアハウス、データマイニングなど
	10	ネットワーク
		インターネット(各種プロトコル、IP アドレスなど)
		LAN と WAN(トポロジ、回線、DSU、モデムなど)
		LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
		OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
	11	セキュリティ
		暗号技術、認証技術、利用者確認など
		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術
		業務分析と要件定義(DFD、E-R 図、UML など)
		モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		構造化プログラミング、コーディングなど
		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術
		ソフトウェア開発手法(スパイラルモデルなど)
		SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント
		コスト見積り(ファンクションポイント法など)
		日程計画(アローダイアグラムなど)
		進捗管理、品質管理、コスト管理など

ストラ テジ 系	6	サービスマネジメント
	15	サービスマネジメント
		ITIL(サービスサポート、サービスデリバリなど)
		コンピュータの運用・管理、システム移行など
	7	システム戦略
	17	システム戦略
		業務プロセス(業務改善、BPR、SFA など)
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント
		経営戦略手法(コアコンピタンス、PPM など)
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム(CRM、SCM、ERP など)
	21	ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム(POS システム、EOS など)
		エンジニアリングシステム(CAD、CAM、MRP など)
		e-ビジネス(EC、EDI、RFID など)
	9	企業と法務
	22	企業活動
		経営組織(事業部制組織、CIO など)
		ヒューマンリソース(OJT、CDP、MBO など)
		経営管理と問題発見技法(PDCA、KJ 法など)
	OR・IE(線形計画法、品質管理、在庫問題など)	
	会計・財務(財務会計、管理会計、リースなど)	
23	法務	
	知的財産権(著作権、産業財産権など)	
	ガイドライン(ソフトウェア管理ガイドラインなど)	
	標準化団体(JIS、ISO、IEEE など)	
	各種コード(文字コード、QR コード、ISBN コードなど)	
	補助単位(T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる

当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。